

町民課だより

お知らせ 国民年金保険料の 納付は「口座振替」 で前納がお得です

1年前納（4月～翌年3月分）及び6か月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

〈例〉3月中に登録をした場合

通常の口座振替(翌月末振替)	
保険料	口座振替月
3月分 ↓	4月末日
4月分 ↓	5月末日
5月分 ↓	6月末日

早割の口座振替(当月末振替)

保険料	口座振替月
3月分 ↓	4月末日
4月分 ↓	5月末日
5月分 ↓	6月末日

※月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります。
※早割の初回振替は原則2か月分(前月分・当月分)となります。
また、割引は4月(当月)分以降の保険料からとなります。

《参考》平成19年度割引額

現金納付の場合

毎月納付	割引なし
6か月前納	690円
1年前納	3,000円

口座振替の場合

毎月納付	50円※
6か月前納	960円
1年前納	3,550円

※平成20年度の割引額につきましては、変更される予定です。

○口座振替のお申し込みは：

年金手帳又は納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳の届出印を持って、金融機関や郵便局又はお近くの社会保険事務所までお申し込みください。

「クレジットカード納付」を導入しました

平成20年2月から、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能となりました。

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。

（クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。）

クレジットカード納付を希望の場合は、社会保険事務所へ申し込みください。クレジットカード納付では口座振替による当月末振替「早割」は適用されません。また、6か月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

（金融機関でのお申し込みは2月末日までにお願います。）

なお、口座振替による1年前納及び6か月前納（4月～9月分）は、4月末日の引き落としとなります。

※すでに口座振替で前納をされている方につきましては、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

平成20年度の割引額等は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

お知らせ 「ねんきん特別便」を お送りします

「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認のうえ、必ず手続きをお願いいたします。

「ねんきん特別便」の対象者を3段階に分けて送付します。

社会保険庁では基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始してありますが、まず第1弾として、ご自身の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた年金受給者・現役加入者に対し、平成19年12月から平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」を順次送ります。

第2弾では、平成20年4月から5月にかけて、第1弾で送付した方以外の年金受給者に対し順次送付します。

第3弾では、平成20年6月から10月にかけて、第1弾で送付した方以外の現役加入者に対し順次送付します。

「ねんきん特別便」による記録確認は、ご本人様のご確認及び手続きを経て、初めて記録が結びつくことができます。お手数をお掛けしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認のうえ、必ず手続きをお願いいたします。

問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」☎0570-058-555。IP電話からは☎03-6700-1144にお電話ください。